12　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
　別記１の申請書の提出場所に同じ。
別記１　申請書の提出場所
⑴　林野庁林政部林政課会計経理第１班
　〒100―8952 東京都千代田区霞が関一丁目２番１号　電話番号（03）6744―2282　内線6009
⑵　北海道森林管理局経理課
　〒064―8537 北海道札幌市中央区宮の森３条七丁目70番地　電話番号（011）622―5214
⑶　東北森林管理局経理課
　〒010―8550 秋田県秋田市中通五丁目９番16号　電話番号（018）836―2186
⑷　関東森林管理局経理課
　〒371―8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号　電話番号（027）210―1149
⑸　中部森林管理局経理課
　〒380―8575 長野県長野市大字栗田715番地５　電話番号（026）236―2577
⑹　近畿中国森林管理局経理課
　〒530―0042 大阪府大阪市北区天満橋一丁目８番75号　電話番号（06）6881―3534
⑺　四国森林管理局経理課
　〒780―8528 高知県高知市丸ノ内一丁目３番30号　電話番号（088）821―2060
⑻　九州森林管理局総務部契約適正化専門官室
　〒860―0081 熊本県熊本市西区京町本丁２番７号　電話番号（096）328―3520
別記２　建設工事契約のインターネット申請に係る納税証明書等の送付先
　インターネット一元受付ヘルプデスク
　ファクシミリ番号（06）7638―9928
別記３　測量・建設コンサルタント等契約のインターネット申請に係るパスワード発行のために必要な書類の送付先
　添付書類送付先　〒331―0814 埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目497ＭＪ赤柴ビル２階　一元受付ヘルプデスク宛て

競争参加者の資格に関する公示

　平成31・32年度において経済産業省所管における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
　平成 30 年 10 月 31 日
　経済産業省大臣官房会計課長　野原　　諭

◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
１　建設工事の工種区分及び測量・建設コンサルタント等業務の業種区分
⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する区分のうち解体工事を除く28種類
⑵　測量・建設コンサルタント等業務
　①　測量
　②　建築関係建設コンサルタント業務
　③　土木関係建設コンサルタント業務
　④　地質調査業務
　⑤　補償コンサルタント業務
２　申請の時期
⑴　定期の申請にあっては、インターネットの使用により平成30年12月３日から平成31年１月15日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。
　建設工事　https://www.pqr.mlit.go.jp/
　測量・建設コンサルタント等業務
　https://www.pqrc.mlit.go.jp
　ただし、インターネット方式で対応していない申請（共同企業体に関する申請等）については、平成30年12月３日から平成31年１月31日までの間に持参又は郵送（当日消印有効で書留郵便とする）するものとする。
⑵　随時の申請時期は、平成31年２月１日以降とする。
３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　定期の申請にあっては、２⑴のアドレスにアクセスし、平成30年11月１日午前９時から平成30年12月28日午後５時までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成30年11月１日午前９時から平成31年１月15日午後５時までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
　共同企業体に関する申請等及び随時の申請に必要な、当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する。また、インターネットを使用して次のアドレス（経済産業省ホームページ）にアクセスし、申請書を出力することもできる。
　http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/sanka_shikaku/c_30.html
⑵　申請書の提出方法　定期の申請にあっては、⑴においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、入手したパスワードを入力して送信するものとする。また、添付書類として以下に掲げる①の二のトを次の送付先にＦＡＸにより送信する。
送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
【建設工事】
　電話番号06―7638―9927
　ＦＡＸ番号06―7638―9928
【測量・建設コンサルタント等業務】
　電話番号048―657―8744
　ＦＡＸ番号048―657―8745
　共同企業体に関する申請等及び随時の申請については、別記１に掲げるいずれかの部局長に、次の①及び②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（書留郵便とする）により提出すること。
　なお、提出の際、参加を希望する部局（地区）を選択することにより、その選択した部局（地区）の部局長にも提出したものとみなして扱う。
①　建設工事に係るもの
　一　申請書
　二　添付書類
　　イ　営業所一覧表
　　ロ　工事経歴書（提出は任意とする。）
　　ハ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）
　　ニ　総合評定値通知書等の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定するもので申請日から直近のものであり、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
　　なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。
　　ホ　建設業許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第２条第１号に定める様式第１号（別紙を含む。）で、申請日から直近のもの）
　　ヘ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する者に限る。）
　　ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類））
　　チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）
②　測量・建設コンサルタント等業務に係るもの
　一　申請書
　二　添付書類
　　イ　測量等実績調書
　　ロ　技術者経歴書
　　ハ　営業所一覧表
　　ニ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合に限る。）
　　ホ　登録証明書等又はその写し
　　ヘ　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類））